

# 高額医療・高額介護合算療養費制度のおしらせ



現在は、医療保険と介護保険の制度ごとに、高額療養費と高額介護サービス費で毎月の自己負担限度額を設定し、限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給しています。

今後は、これらに加え1年間（毎年8月～7月）の医療保険と介護保険における自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

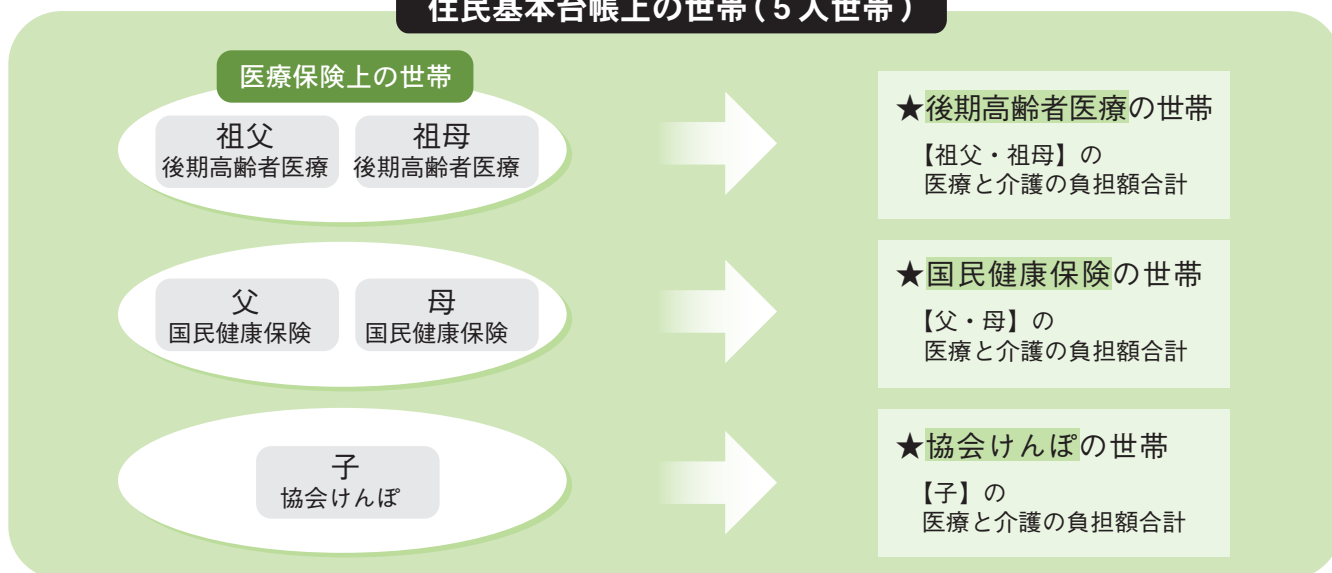
申請は、7月31日時点で加入する医療保険者に行います。三種町国民健康保険に加入の方は、9月から三種町健康推進課及び各総合支所地域生活課の国保窓口で受け付けします。

## 支給要件

### ① 自己負担額を合計する世帯の単位

計算期間（前年8月1日～当年7月31日）の末日、当年7月31日現在の医療保険上の世帯を単位とし、1年間の自己負担額を合計します。

### 住民基本台帳上の世帯（5人世帯）



### ② 自己負担額の有無

医療保険上の世帯で医療保険と介護保険のそれぞれに自己負担額があること。

※どちらか一方の自己負担のみでは、対象となりません。

### ③ 対象となる自己負担額

#### ① 医療保険の自己負担額

◆実際に支払った一部負担金の額 - 高額療養費の支給額

※70歳未満の被保険者は、診療月に支払った一部負担金が医療機関単位で21,000円未満の場合、その一部負担金は対象となりません。

70歳以上の被保険者は、すべての一部負担金が対象となります。

#### ② 介護保険の自己負担額

◆実際に支払った一部負担金の額 - 高額介護サービス費の支給額

### ④ 基準額

平成21年7月1日における世帯員の所得状況に応じた基準額となります。

(平成20年8月～平成21年7月の医療保険と介護保険における自己負担額が次の基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。また、平成20年4月～平成21年7月の16ヶ月間の自己負担額が、次のカッコ内の基準額を超えた場合には、支給額を比べ、大きい額を支給します。)

70  
～  
74  
歳の  
方

- ① 高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合 ..... 67万円 (89万円)
- ② ①・③・④以外の場合 ..... 56万円 (75万円)
- ③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合 ..... 31万円 (41万円)
- ④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定以下の場合 ..... 19万円 (25万円)